

墨田区告示第137号

すみだ郷土文化資料館条例（平成9年墨田区条例第25号）第3条に規定する観覧料の徴収については、次のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨 田 区 長 山 本 亨

- 1 委託の相手方  
明治企業株式会社  
墨田区緑四丁目23番3号 代表取締役 田坂 和也
- 2 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 3 委託年月日  
令和8年4月1日